



鳥取県公報

平成 22 年 8 月 17 日 (火)
第 8 2 2 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	開発行為に関する工事の完了 (507) (西部総合事務所生活環境局) 2 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2件) (508・509) (日野総合事務所県民局) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (44) 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (17) (教育総務課) 3
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4

告 示

鳥取県告示第507号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成22年8月17日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成22年6月30日 鳥取県指令第201000042750号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字垣ノ内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市福定町226
浅野 匡利、浅野 かおり

鳥取県告示第508号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年9月21日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年8月17日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人フォレストアカデミージャパン
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
矢田 治美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
日野郡日南町下石見1843-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、日南町及び日野川流域等において森林・林業・木材産業に携わる者及び関連する事業者等に対し、地域産業の育成及び雇用機会の拡充支援、地域の森林資源の利活用と関連シーズの研究・開発並びに宣伝活動等の支援を行うほか、適正な森林環境の保全・整備をすすめることを通じて、広く森林・林業・木材産業の活性化と地域住民にとって豊かな環境のまちづくりに寄与することを目的とする。また、都市住民との幅広い地域間交流を通して山村地域の活性化に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第509号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年9月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年8月17日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つなで
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小谷 博司
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
日野郡日南町丸山198-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人や高齢者などの社会的弱者の人たちが、一人の町民として主体的に社会参加し、生きがいを持って、自己実現に向けた地域生活を営めるよう支援し、共生の地域づくりを目指すことを目的とする。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第44号

平成22年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年8月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成22年8月20日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
(1) 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の選挙及び当選の効力について
(2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第17号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成22年8月17日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

- 1 日時 平成22年8月19日（木）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成23年度鳥取県立高等学校募集生徒数について
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成22年8月17日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成22年9月8日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部1階第1会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署 の管内に居住する者
経験者講習	平成22年9月28日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑